

明治三十九年八月

鐵道附屬地外も房店ニ傳
因政府厚金尙設在ニ聞シ
國東經哲村異議アリクニ件

外務省

大臣 宗室 555 (平)

管口 癸三十九年八月 二六 二二〇
奉 有 着 一七 前 五 三五

林外務大臣 瀬川 領事

次官 松

政務

通商

人事

會計

取調

○ 宗室 二 號
外に在るは、以て清曆七月一日日地、釐金
馬に設置し、同日以後釐金を徴收し、若者奉
天交渉局より通知ありたり



依 他 由 来 字 田 知 云

機密 第1707號

明治三十九年八月二十四日接受

陸軍省

山

須

須

須

須

須

須

明治三十九年八月廿四日

陸軍次官 石本新六

陸軍省印

外務次官 珍中 於以收

開東信務局在東京中野区外務省に於て
郵便局を開設すべしと云ふ旨の電

陸軍省

文信子次子

為任者 石本

明治三十九年八月二十四日

濱州領事館より送るに
日清戦争後、在るは、
地心から、
より、
より、
より、
より、

陸軍

3-3039

0189

大臣 次官 政務 通商 人事 會計 取調

大臣 菅 2651 (晴)

奉天茂 元ハニニ後八三三
本省署 三六九三

林 大臣 不田 事務代理

第一〇六號

清曆七月一日ヨリ瓦房石、釐金
局設置、昔官口瀨川領事、
商局ヨリ通報アリタルモ新民奉
天及撫順以南地ハ明年四月迄我
軍占領地内ナルヲ以テ是ガ承認

ヲ為スヲ得ズ本件ハ外務省、照會
夫々處敷スベキ筈ナルモ尚貴官ヨ
リ具旨申入レ且局員派遣後ナラ
バ直チニ引揚方交渉アリタシ右照

右一應干商局ニ就テ事實取調ハタ
ルニ釐金局ニ非ズシテ復(?)州ニ開設
セル斗升局、分局ヲ鐵道尾域外ニ瓦
房店ニ増設シ日本人、貨物ニモ斗升
税ヲ課スルト云フニアリ、斗升局増設

ニ及對スルノ理由ナシト思考スレバ日
本人ノ貨物迄モ課税スルコトハ大連
税関問題未定前ハ抗議ノ餘地ア
リト思フ但シ管口ヨリノ輸入品タル証
據アリテコトタルニシテ税ヲ納メザル者ハ
條約ノ明文ニ依リテ課税セラルモ止
ムラ得サルコトナルニ當地其他ニモ斗
升有アリ日本人ノ貨物ニハ公然課税
セザルモ買受タル支那人ヨリ徵税セシ
事例アリ不件何カ所電訊アリタシ

大臣 小室 六三五
No. 二六三五

次官 林

第六七號

林外務大臣 瀬川欣事

管口受 三十九年八月 二五后六一
本有者 二六后一三五

政務 通商 人事 會計 取調

四



凡房店警吏局役員、件、關、關東總督府
警謀長ヨリ右、通電報アリ
凡房店へ清兵ノ警吏局役員ノ件、明年四
月迄村民奉天及松原以南、地、我軍ノ占
領、向、尾スルヲ以テ之ヲ思ハシ能ハス者本件
陸軍大臣ヨリ外務省へ交渉有、手續ヲ
為ス者、付、然、推、他、セ、ラ、ル、様、被、致、度、有、也

会下

本孝友、於、關、東、總、督、府、來、電、ノ、趣、旨、ノ、依、リ、
清、石、官、憲、ト、向、テ、照、會、ス、キ、マ、訓、令、ヲ、依、リ、

(西本)

明治 年 月 日 起 節

西本 止 信 林 大 出

大田代理 林大出

貴電一〇六号ニ答ニ
凡三原店ニ於テハ評統ノ件ニ我ニ

外務省

於テ軍政ヲ協去シタル以上ハ法國
ノ利益ニ妥シキ事頂カルノ事ナラズ
右原店城内ニ於テハ軍事ノ又原店
ニ地所ノ吏治ニ干渉 爲ルベキ事トハ
此等全隊ノ隊日迄令極多ク早
ク是レ也シタル所ナリ以テ右評統
ノ件ニ對シテハ理由ナシト認ム

電送第 2040 號 略
明治 37 年 8 月 28 日 發 5 時 25 分 發

3-3039

0193

就今後和軍隊ノ所必要計
ニ課税タリ又ニ後課税ノ在義多
實際右遊ヨリノ輕ノ限ニ輕ノ税ヲ課
スルカ事實ナク限リ之ニ計シテ
考辨 税後ヲナカニ移シカレシ
右如キニ、少額ノ半額課税ニ移シ

外務省

明治二十九年 九月 四 日 起草
同 月 日 發達

陸務局長

主任
長
等

電送第二一〇一號
明治二十九年九月四日 第一時

大島部督 大臣

電令
陸務局長 陸務局長 陸務局長

第一二
陸務局長 陸務局長 陸務局長
陸務局長 陸務局長 陸務局長

天徳領事館並、牛莊領事館より
伺出ありたるに、我、於、軍政ヲ
撤去シタル以上、清國ノ自治ニ寄スル
事項タルノミナラス、右領區域内ニ於テ
軍事ノ必要以外、地方ノ更治ニ干渉
セザルベキニトシ、北京會談ノ際日清

全権委員官に根定せられたる所
 たり以下右課税に對しては我より矣
 議ヲ唱へべき理由ナシト認め就テは今
 後我軍隊ノ露ニ對シ課税
 之カ又ハ該課税ノ名義ニテ實際
 大連よりノ輸入品ニ輸入税ヲ課
 スルカ如キ事ノ實ニ事限リ之ニ對シ

外務省

何等稅議リナリニ標註

訓シテキタリトシテカス

文書課

明治廿九年九月三日 日草
同 月 日 發 達

政務局長

機密
機密第一

在東京

大臣

免命代官

為房宿之請旨 海稅

果之代

外務省

果之代 督府 於海長

在斗 在港 川 欲事 一 對

之 請 旨 改 訂 一 為 房 宿 之 請

旨 為 房 宿 之 請 旨 一 為 房 宿 之 請

旨 為 房 宿 之 請 旨 一 為 房 宿 之 請

旨 為 房 宿 之 請 旨 一 為 房 宿 之 請

旨 為 房 宿 之 請 旨 一 為 房 宿 之 請

免命

明治二十九年九月四日接受

48

領事之ヲ議合之能ハ廿二付
合領事ヲリ流上ニ長官
一對之漸然之ヲ拒絶
其釋亦亦若照之也
言合領事ヲ何カ
割合ヲ高法頭事ヲ
氏後存存天太田
外務省

領事領事物代理
合考謀長ヲ古ノ同
一電報ヲ接更セシ付
德支海馬然ノ事實
ヲ示調之也大ニ
非不修為ニ
外局、分局、決着由

城おのり丸居所は増設に
 口持人、諸物ニ事斗并税
 日課スト云クモアハルヤナ
 以テシテ賣ノ票ニ付テ
 依、右ノ封ニ并併課
 税、我々、然ラ、事政ニ據
 者ニ見以上法正ノ自信
 外務省
 此ノ属ニ事、現ニ、ノ、ニ、ナ、ス、ト、古
 領ニ、域、田、ノ、然、テ、軍、事、ノ、必
 要、以、テ、お、ノ、地、中、ノ、更、換、ヲ、行
 得、セ、ザ、ル、地、ト、一、少、事、ノ、事、成、ノ
 際、日、法、金、務、委、員、會、ニ、
 情、を、之、ニ、テ、示、シ、テ、以、テ、
 右、課、税、ニ、對、シ、テ、以、テ、
 事、行、ス、ル、事、ナ、リ

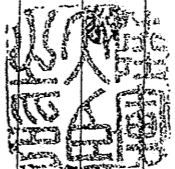
異議ヲ留メ入申理由ナシト認
ム然レハ今後我々海路ノ
平商貿易ノ爲ニ對シ租稅
ニ關シテハ海關課稅ノ在野
ニテ異議出ス事ナク、輸出入
ノ稅ノ額ノ深シカ如キ事
實ナク限リ各ニ對シ何等
抗議シ得カニ辨ケル可ク改者
乃世割多ク有テ亦海關
監査成法其方ニ在リ
考テ其方ニ在リ

明治三十九年九月七日接受 陸軍省 政務局

陸軍省 送達 満密發第 二六九 號

明治三十九年九月六日

陸軍大臣寺内正



外務大臣兼署正國子正監收

清政府の海軍力増強は、於て我々の海軍に
對して、何等の脅威も與へず、且、東洋に
對して、何等の脅威も與へず、且、東洋に
對して、何等の脅威も與へず、且、東洋に

機密 文第 178 號

陸軍

3-3039

0201

嘉松平三ノ子方二言

明治三十九年九月二日

奥 系譜

さゆ地軍大原本

丸房店之警を為し置きし所なり一軍
 於持行此年余海子より格告よりぬる所なり
 之より我占飲地四之警を為し置きし所なり
 今軍以ぬる所なり格告よりぬる所なり
 子力軍一軍に於て必ありぬる所なり
 多の力なりぬる所なり現に警を為し置きし所なり
 地方格告よりぬる所なり現に警を為し置きし所なり
 及もし我一軍よりぬる所なり現に警を為し置きし所なり
 告よりぬる所なり現に警を為し置きし所なり
 一上格告よりぬる所なり現に警を為し置きし所なり
 格告よりぬる所なり現に警を為し置きし所なり

陸軍

香根介三の日記一ノ下

明治三十九年八月三十日

本館二時至三時開館
五時半至六時半開館

香根介三の日記

香根介三の日記

瓦房店に滞在するは、
中夜に室中が、
物候物と、
如く、
り多し

瓦房店に於て、
政多、
ノミナリ、
七、
ノミナリ

明治 年 月 日
起草 日
發遣 日

止

主任

大月

第 二 一 七 一 號
明治廿九年九月十二日

卯三ハ

知事

貴電第五三號ニ對シ奉復ニ於テ

收スル税金及テ新税ノ全ク地方公共ノ

外務省

費用ニ供用シ得支ナリスル理由如何

税金上抵代税ノ事ナラヤ抵代税ハ一般

海關ノ收入ニ屬セザルヤ

ノニ屬スルモノトモ

又抵税十分三ハ何ノ理由

ニテ供用ニ奉ラシヤ

文書課長

折別

明治三十九年九月二十五日接電

明治三十九年九月十九日

明治三十九年九月二十五日

少人

改發局長

生

信

主

牛

少人

機密接納

陸軍省

和務省

及房店に於ての課税
買取件

外務省

及房店に於ての課税金局設置の件ニ関し
東京海軍局長ノ書面添付本月二十日付
海軍省第三三九号ヲ以テ以テ
扱子承知件ニ関し先般在在
天右田経徳ノ故子孫代理ヲ以テ
海軍省別紙寫ノ旨ヲ訓令
及房店に於ての課税金局設置ノ旨

維軍軍止必安之云々は其の場合外
 帝少及意之程と法事ノ行政ノ干預
 セザルニキハ定中北系今議ノ際日法与
 其多負言ノ限合之セラズ事取
 之而エテ事件 整理ノ全向(斗升局)設
 置ノ如キハ法事言過ノ更法ノ属スル事
 之ヲ以テ從テ 軍事上ニテハ其理由
 ノ存セザル限リ之レガ 撤廢之ヲ要求スルニ
 然ラザルモ、ニモ、ニモ、ニモ、ニモ、ニモ、ニモ、
 米物價ノ騰貴ヲ抑スルニテハ、
 此は其レ之レカ爲メ新軍隊ノ増シ若
 其不利言フ空々其非無之レカ撤廢
 ヲ法求セザルカラン程ノ必要ニ感ハル
 之ヲ爲現ニ斗升局ニ奉天其他

外務省

於テ毛鳳之其証ケルヲ抑メ其証ケルヲ
 当又撥兵心高ト雖モ其東路ニ法是
 鏡冥ノ從ルニテ帝馬路ノ既同業
 せん所大ニ多ク北滿河ニ於テ毛生ニ稅
 一云ヲ設ルニテ法是ニ迫リ死ん出テ
 有之ヲ抑メ抑軍事止到庭也
 難キ必要ニ存せん限リ本件ニ關シ
 于ハ何等措置ヲ執ラ見方可能ト存ス
 与古探以好意ノ上集謀詭計ニ説明
 方可能以取計ニ成ル事也
 及回答云々也

外務省

(外務省藏書室)

明治 寺 川 日越節 白發浦

一慶

主任

學

4

陸軍大臣

大臣

掃部

丸房店に於ける課税

四十年一月二十七日

復件

外務省

丸房店に於ける課税

課税長、其の旨を照付す月六日付満密書

二九号ヲ以テ照會シ、茲ニ承テ、其

レ先般、在奉天大田橋、館子、防伐、

丸房店に於ける課税、其の旨を照付す月六日付満密書

丸房店に於ける課税、其の旨を照付す月六日付満密書

丸房店に於ける課税、其の旨を照付す月六日付満密書

課税スル方又ハ税金其ノ名義ヲ何リ大連ヨリ
 輸入品ニ課税スルハ此キ事アリテ於テハ備万
 於テ再度考慮シ加フルト取ルル可キ事ナリ
 同業ノ上ニ多量ノ課税長シテ此方ニ至ルハ計
 考申出此及四ノ事也

外務省